

令和 7 年第 4 回（11月招集）
袖ヶ浦市議会定例会議員発議案

袖ヶ浦市議会

目 次

議案番号	付 議 事 件 名	頁 数
発 議 案 第 1 号	袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	3

発議案第1号

袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上記議案を別紙のとおり、袖ヶ浦市議会議規則第14条第1項の規定により提出いたします。

令和7年12月19日提出

提出者	袖ヶ浦市議会議員	根本 駿輔
賛成者	同	佐藤 博文
同	同	田丸有輝子
同	同	渡辺あゆみ
同	同	木村 淑子
同	同	稻毛 茂徳
同	同	在原 直樹
同	同	笛生 猛

袖ヶ浦市議会議長 小国 勇 様

提案理由

人事院勧告を踏まえた常勤特別職職員の期末手当の支給割合の改定に準じて、議員の期末手当の支給割合を改定するため、条例の一部を改正しようとするものである。

袖ヶ浦市条例第　　号

袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の230」を「100分の235」に改める。

第2条 袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の235」を「100分の232.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

3 第1条の規定による改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の袖ヶ浦市議会議員の議員報酬等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条の規定による改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。